

物品売買契約書

金沢美術工芸大学（以下「甲」という。）と [※落札者]（以下「乙」という。）とは、甲所有の物品について、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（売買物品）

第1条 甲は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を乙に売払うものとする。

物品番号	物品名	数量

（売買代金）

第2条 売買代金は [※契約金額（入札書記載額×1.10）] 円とする。

指定金融機関等に納入するものとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は設定しない。

（売買代金の支払い）

第4条 乙は、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する日までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（売買物品の引渡し）

第6条 乙は、売買代金の支払いを完了したときは、速やかに甲に対しその旨を通知するとともに、甲の指定する期限までに物品を移動するものとする。

（危険負担）

第7条 本契約締結の時から売買物品の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 乙は、この契約の締結後、売買物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、売買代金の1割に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(返還金等)

第10条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第12条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に定める違約金又は第14条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結、履行及び引渡し後の物品の使用等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 14 条 甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(規定の適用)

第 15 条 本契約に定めるもののほか、公立大学法人金沢美術工芸大学契約事務取扱規程の定めるところによる。

(裁判管轄)

第 16 条 本契約に関する訴えの管轄は、金沢市を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第 17 条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙との協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 金沢市小立野 2 丁目 40 番 1 号
公立大学法人金沢美術工芸大学
氏名 理事長 山村 慎哉

乙 住所
氏名